

参 考（権限移譲，規制改革等の具体的な事例）

事務・事業，権限の移譲

国から県へ移譲すべき事務事業

4 haを超える農地転用許可を県へ移譲すること。なお，2 haを超える知事の許可については国への事前協議制を廃止すること。

県内で完結する国道の管理権限を県へ移譲すること。

一級河川の管理権限を県へ移譲すること。

商工会議所法に係る許認可権を県へ移譲すること。

職業安定業務を県へ再移管すること。

給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限を県へ移譲すること。

国から基礎自治体へ移譲すべき事務事業

民生児童委員の任命権限を基礎自治体へ移譲すること。

国立公園における木竹伐採等の許可を基礎自治体へ移譲すること。

県から基礎自治体への事務事業の移譲を促進するための制度改正等

大規模小売店舗の新設等の届出及び特定工場の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行うこと。

基礎自治体が保健所を設置する場合の設置要件を緩和すること，及び広域連合や一部事務組合による共同設置や既保健所設置市への委託を可能とすること。

母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務について，市及び福祉事務所設置町が実施主体となるよう制度の見直しを行うこと。

町においても，市と同様に福祉事務所を必置とするよう制度の見直しを行うこと。

国と地方の役割分担の見直しに基づく権限や税財源の移譲が行われるまでの間，地方交付税の不交付団体であっても，町による福祉事務所設置など任意の法定移譲が円滑に進むよう特例的な措置を講じること。

住民に身近な福祉分野の事務について，既存の関連事務と併せて基礎自治体で実施できるよう制度の見直しを行うこと。

- ・特別児童扶養手当事務
- ・身体障害者・知的障害者相談員の設置事務
- ・障害児の施設入所事務

麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は，当該県及び市の区域のみでなく，国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。

婦人相談所の売春防止法による設置義務（都道府県設置）を見直し，政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。

道路法第17条第2項について、町にも適用の拡大を行うこと。

砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策について、基礎自治体においても工事・管理等を実施できるよう制度の見直しを行うこと。

広域調整が必要なものを除いて、基礎自治体が実施主体となる都市計画の決定権限を県から基礎自治体へ移譲できるよう制度の見直しを行うこと。

屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。

国の過剰な義務付け・関与の廃止・縮小

補助金改革に当たっては地方が真に主体的に事業を実施できるように、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。また、国が直接実施したり、団体等に直接交付するなど地方分権の趣旨に反した事業を創設しないこと。

都道府県における社会福祉審議会や、精神医療審査会など各種審議会の必置規制を見直し運用の弾力化を図ること。

児童福祉施設等における施設設置基準、職員配置基準等の最低基準を見直すこと。

基礎自治体に対する農業委員会の必置規制や、農地の売買や転用許可における農業会議への諮問など、基礎自治体が自主的かつ完結的に判断できるよう、制度の見直しを行うこと。

ほ場整備などの農業農村整備事業については、基礎自治体がまちづくりの一環として自ら実施することを基本とするよう制度の見直しを行うこと。

農業経営基盤強化促進法等の法施行事務や、生産・加工・流通施設の整備など農業経営体の育成に関する事業については、基礎自治体が総合的かつ一元的に実施できるよう制度の見直しを行うこと。

特定重要港湾に係る入港料の事前協議、地方の有料道路料金に係る許可制度を見直すこと。

土地利用基本計画や自然公園計画、農業振興地域整備基本方針など地方公共団体が策定する各種計画等については、国又は都道府県への協議（一部事務については同意が必要）を廃止すること。

保安林解除における国への同意を要する協議を廃止すること。

住民の生活交通の確保のため市町が自主的な判断で行っている交通事業については、国の許認可等の規制を廃止するとともに、自治事務として位置づけ、財源の措置を行うこと。

事務事業の分担関係の適正化

都市部と中山間地域との教育条件を一定の水準に保つとともに、広域人事を活発化するなど、教職員の資質向上施策を推進するため、政令指定都市の県費負担教職員の任命権を都道府県に一元化すること。

規制改革の推進

地方公共団体等によるPFIの推進に向けた環境整備を図ること。

- ア PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に際し、PFI事業者等に対する税制上の非課税措置等を拡大すること。
- ・ PFI事業者等に対する固定資産税、都市計画税及び不動産取得税に係る非課税措置の拡充（地方税法等）
 - ・ PFI事業者等に対する登録免許税〔不動産〕の非課税措置の創設（登録免許税法）
 - ・ PFI事業者等の大規模修繕費等に対する措置の創設（法人税法）
- イ PFI方式により実施する場合においても、その手法の如何を問わず、補助金等国の支援措置に差が生じないようにすること。
- ウ BOT方式等PFI事業者が所有権を保有したまま行うPFI事業について、PFI事業者が使用する固定資産については、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の適用対象から除外される旨規定を改めること。

中小企業労働力確保法及び介護労働者法における県知事による改善計画の認定事務を廃止すること。

主要農作物種子審査について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと。

国営森林保険に係る事務について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと。

添付書類の省略等

- ・ 砂利採取業者の登録等に関する規則に基づく登録申請書の添付書類のうち、登録の可否の審査等に必要でない添付書類等の省略化
- ・ 採石業法施行規則に基づく採石業者の登録申請書の添付書類のうち、登録の可否の審査等に必要でない添付書類等の省略化
- ・ 農地法施行規則に基づき法人が農地転用を申請する場合などの提出書類の簡略化等